

Ⅱ. 特別徴収の対象とする年金

1. 特別徴収の対象とする年金の範囲

特別徴収の対象とする年金は、老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金とする。

また、具体的な年金種別は以下のとおりとする。

(受給額が年額18万円以上、以下同様)

(1) 社会保険庁が支給する年金

- ① 老齢基礎年金
- ② 国年老齢・通算老齢年金
- ③ 厚年老齢・通算老齢・特例老齢年金
- ④ 船保老齢・通算老齢年金
- ⑤ 退職・減額退職・通算退職年金（三共済）
- ⑥ 障害基礎年金
- ⑦ 障害厚生年金
- ⑧ 船保職務上障害年金
- ⑨ 国年障害年金
- ⑩ 厚年障害年金
- ⑪ 船保障害年金
- ⑫ 障害共済年金（三共済）
- ⑬ 障害年金（三共済）
- ⑭ 遺族基礎年金
- ⑮ 遺族厚生年金
- ⑯ 船保職務上遺族年金
- ⑰ 厚年遺族・寡婦・通算遺族年金
- ⑱ 船保遺族年金
- ⑲ 遺族共済年金（三共済）
- ⑳ 遺族・通算遺族年金（三共済）

(2) 国家公務員共済組合連合会、日本私学振興・共済事業団、地方公務員共済組合連合会が支給する年金

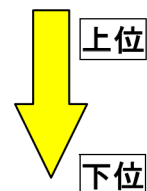
- ① 退職・減額退職・通算退職年金
- ② 障害共済年金
- ③ 障害年金
- ④ 遺族共済年金
- ⑤ 遺族・通算遺族年金

2. 複数年金を受給している場合の優先順位

複数年金を受給している者にかかる特別徴収の優先順位については、【年金保険者による優先】を第1順位、【年金種別による優先】を第2順位とするものとし、具体的には以下のとおりとする。

(1) 【年金保険者による優先】

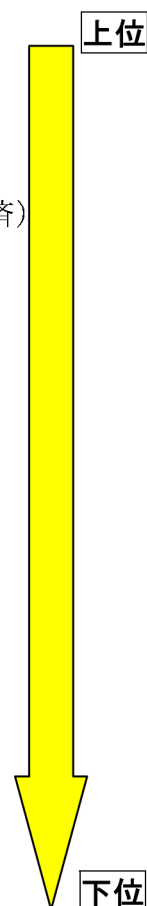
1. 社会保険庁
2. 国家公務員共済組合連合会
3. 日本私学振興・共済事業団
4. 地方公務員共済組合連合会



(2) 【年金種別による優先順位】

① 社会保険庁が支給する年金の優先順位

- (1) 社会保険庁 老齢基礎年金
- (2) 国年老齢・通算老齢年金
- (3) 厚年老齢・通算老齢・特例老齢年金
- (4) 船保老齢・通算老齢年金
- (5) 退職・減額退職・通算退職年金（三共済）
- (6) 障害基礎年金
- (7) 障害厚生年金
- (8) 船保職務上障害年金
- (9) 国年障害年金
- (10) 厚年障害年金
- (11) 船保障害年金
- (12) 障害共済年金（三共済）
- (13) 障害年金（三共済）
- (14) 遺族基礎年金
- (15) 遺族厚生年金
- (16) 船保職務上遺族年金
- (17) 厚年遺族・寡婦・通算遺族年金
- (18) 船保遺族年金
- (19) 遺族共済年金（三共済）
- (20) 遺族・通算遺族年金（三共済）



② 各共済が支給する年金の優先順位

- (1) 各共済 退職・減額退職・通算退職年金
- (2) 障害共済年金
- (3) 障害年金
- (4) 遺族共済年金
- (5) 遺族・通算遺族年金

